

社福第1198号
令和3年9月30日

各市町村長（福祉部局扱い）様

埼玉県福祉部長（公印省略）

水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水による浸水想定区域内や、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設及び学校）のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設に対し、その施設所有者（設置者）又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられました。

水防法や土砂災害防止法を所管する国土交通省は、令和3年度末までにすべての対象施設が避難確保計画を作成するよう求めています。

令和3年度も4月30日、7月5日付け通知により、社会福祉施設の県所管課から対象の施設所有者（設置者）又は管理者あてに、水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等を依頼させていただきました。

しかし、期限が迫っている中、計画の作成率は約7割（令和3年5月末時点）と芳しくない状況です。

このような状況を鑑み、社会福祉施設には利用者の安全確保を図るため速やかな計画作成が求められます。また、改正された水防法及び土砂災害防止法には、市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示が可能となっています。

については、市町村福祉部局からも施設管理者等に対し、10月末日までに避難確保計画の作成等の働きかけを次のとおりお願いいたします。

記

1. 次回の河川砂防課からの水防法関係の調査照会のために、区分をしっかりと確認ください。
貴市町村が河川砂防課に回答した資料（様式2-1-1）を基にこちらで精査した作成状況

を別添1、2のとおり添付しますのでご確認ください。（皆様の回答には、福祉施設の中に教育施設に区分される幼稚園等が、医療施設に区分される助産所等が含まれていたため修正しています。ご不明な点があれば、こちらへお問い合わせください。）

現時点の作成状況を確認、把握するため、別添の照会にご回答ください。

2. 土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成状況を別添3のとおり添付しますので、未作成の施設が所在する市町については、もれなく同様に働きかけをお願いします。

3. 避難確保計画記載例を別添4、5のとおり添付しましたので、ご活用ください（県のホームページ掲載）。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

これから作成する施設に対し、国土交通省の作成例（エクセル様式）に留意点などを添え、また、ワード様式で非常災害対策計画と一緒に作成できるような記載例を追加しました。

4. 市町村のホームページ等への掲載や施設管理者等への通知（別添6）により、作成依頼してください。

貴市町村のホームページに避難確保計画の作成依頼ページを作成し、3の記載例の様式をオリジナルに編集したものや、施設管理者等が計画を作成した旨を市町村に報告する様式などを添付して掲載する等、施設管理者等が手間なく計画を作成できるよう工夫して進め、対象の全ての社会福祉施設が令和3年度末まで作成済みとしてください。

【お問い合わせ】

○ 社会福祉課 施設指導・福祉人材担当 TEL048-830-3276

【水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画等について】

○ 県土整備部 河川砂防課 防災担当 TEL048-830-5137（水防法）

○ 県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 TEL048-830-5141（土砂災害防止法）